

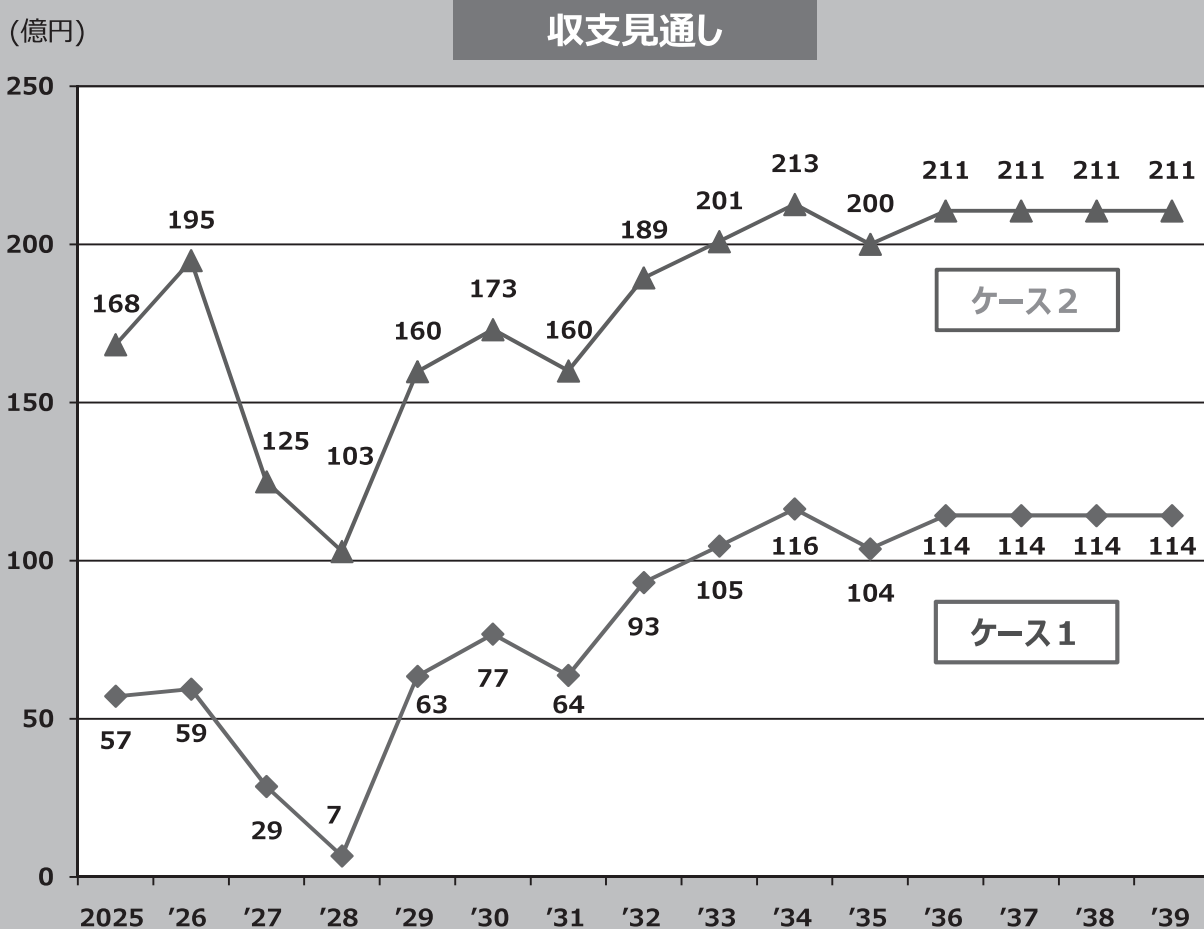
【3】特別区の財政シミュレーション

特別区の財政シミュレーション

- 特別区の財政運営が将来的に成り立つのかを検証するため、財政シミュレーションを作成しました。
- この財政シミュレーションの結果では、特別区の収支不足は発生しませんでした。

特別区全体

※ 数値は一般財源ベース



※ この推計は、税収の伸び率など一定の前提条件をおいたうえで行った粗い試算であり、相当の幅をもって見る必要があります。

ケース1

市税等の増収分は、100%地方交付税が減少するものとして推計

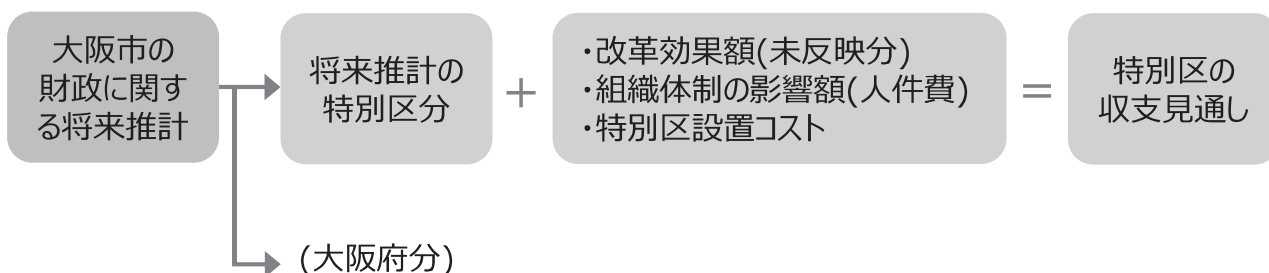
ケース2

市税等の増収分のうち、75%は地方交付税が減少し、25%は収支に寄与するものとして推計

財政シミュレーションを行うにあたって

(1) 算定方式

- 大阪市の財政に関する将来推計を事務分担等に基づいて特別区分と大阪府分に分け、改革効果額等を加味し、特別区設置後の収支見通しを作成しています。



改革効果額 (未反映分)	2011(平成23)年以降の大阪府・大阪市の改革の取組みのうち、地下鉄、一般廃棄物等の経営形態の見直しや、港湾、試験研究機関等の統合などの財政的效果を試算のうえ、大阪市の財政に関する将来推計に未反映の財政的效果額を算定
組織体制の影響額 (人件費)	大阪市の財政に関する将来推計に未反映の組織体制の構築に伴う財政的影響額を反映
特別区設置コスト	特別区設置に係るイニシャルコスト・ランニングコストを算定

(2) 前提条件

- 財政シミュレーションの基礎となる大阪市の財政に関する将来推計は、大阪市「今後の財政収支概算(粗い試算)」(2018(平成30)年2月版)の数値を使用しています。
- 国の地方財政制度による歳入の影響については相当の幅を見込むこととして、地方交付税の推計値は左ページのとおり、2つのケース「ケース1」と「ケース2」を示しています。

【4】参考資料

特別区の設置による経済効果

〔学校法人嘉悦学園試算による〕

- 協議会での議論に資するよう、特別区設置による経済効果を定量的に推計するため、経済に関する専門的な知見を有する事業者に調査を委託しました。
- 事業者において、「政策効果分析」「マクロ計量経済モデル」という2つの学術的なアプローチの試算が行われました。

＜経済効果の試算＞

- ・ 政策効果分析では、現状の大阪市は大きすぎることから、特別区導入により適正な人口規模に近づけることで、**10年間で累計約1.1兆円の「特別区の財政効率化効果」**が発現します。
- ・ マクロ計量経済モデルでは、「特別区の財政効率化効果」の一部を財源として、追加的な社会資本整備が行われたと仮定し、**10年間で累計約0.5兆円～1.1兆円の「実質域内総生産」**が発現します。

政策効果分析による試算

※ 以下に記載の金額はいずれも10年間の累積効果

特別区の財政効率化効果	1兆1,040億円 ～ 1兆1,409億円
二重行政解消による財政効率化効果	39億円 ～ 67億円 病院と大学を対象に効果額を試算
府市連携による社会資本整備の経済効果	4,867億円 地下鉄中央線延伸、JR桜島線延伸、 なにわ筋連絡線・新大阪連絡線を対象に効果額を試算

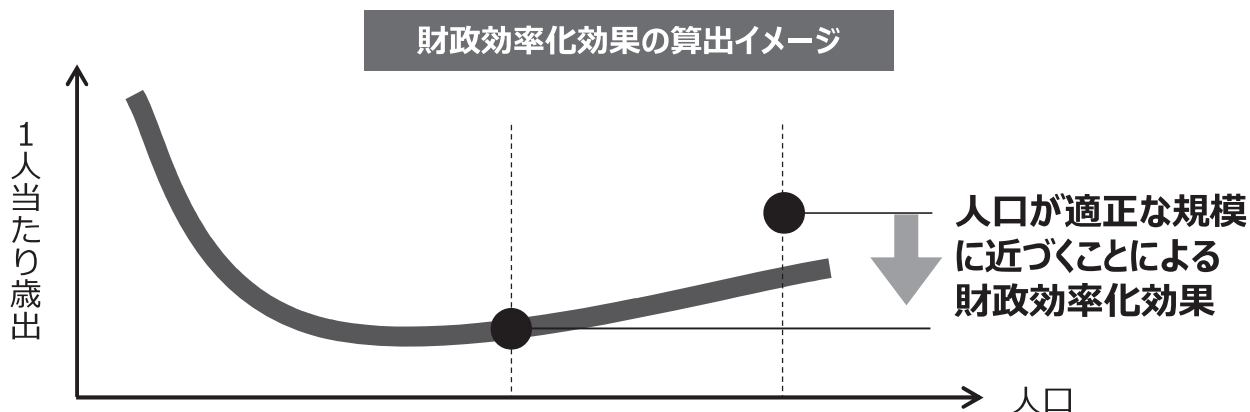
マクロ計量経済モデルによる試算

実質域内総生産 (波及効果を含めた効果)	5,033億円 ～ 1兆 506億円 (5,515億円 ～ 1兆1,511億円)
-------------------------	---

※ 「政策効果分析」と「マクロ計量経済モデル」については、単純に比較できるものではありません。
また、試算結果については幅をもって見る必要があります。

《参考》

- 上記の「特別区の財政効率化効果」は、人口規模が大きくなりすぎると、きめ細やかな公共サービス需要が捉えられず、不必要な施策が行われ無駄が発生し、住民1人当たりの行政費用(歳出)が増加する(1人当たり歳出がU字形になる)という先行研究に基づいて試算が行われています。



皆さんからよくある質問にお答えします

問 1 特別区になっても住民サービスは維持されるの？

答 1 **大阪市の住民サービスの水準をそのまま特別区に引き継ぎます。**

特別区設置の際、特色ある住民サービス(敬老パス、塾代助成、こども医療費助成など)についても維持することを協定書(案)に明記しています。

問 2 これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの？

答 2 特別区の設置により、**税金や水道料金が高くなることはありません。**

大阪市税は特別区税と大阪府税にその納め先が分かれ、水道事業は大阪府が担うこととなりますが、そのことによって税金や料金が変わるものではありません。

問 3 居住区と違う区の保育所に通っているけれど、別の特別区になった場合、退所しないといけないの？

答 3 **住民の皆さんのご利用に支障がないよう、設置準備期間中に調整していきます。**

保育所入所基準は各区がそれぞれ設定しますが、区間の入所調整が必要な事項については、区間で協定を結ぶなどの連携手法等について、調整していきます。

問 4 淀川区や天王寺区の職員が中之島庁舎に勤務して、災害対応ができるの？

答 4 **特別区の職員は、配置先の区域の内・外にかかわらず、特別区地域防災計画に定められた役割に基づき、災害対応に取り組みます。**

災害発生時には、4つの特別区がそれぞれ区長を本部長とする特別区災害対策本部を設置して対応します。

各区役所(地域自治区の事務所)においても、この対策本部のもと、現在の区役所と同様に、住民等の安全確保や支援に向け、被災現場の対応に取り組みます。

問 5 特別区制度は、大阪府の赤字を解消するために大阪市の財源を使うことが目的なの？

答 5 特別区制度は、大阪の成長と豊かな住民生活の実現をめざし、大阪府・大阪市を再編するものであり、**大阪府の赤字を解消するためのものではありません。**

なお、大阪府の実質収支は2008(平成20)年度以降11年連続で黒字を維持しています。

問 6 大阪市民の税金は、これまでどおり大阪市民のために使われるの？

答 6 現在の大阪市の事務を特別区と大阪府で役割分担することになり、その分担に応じた財源として住民の皆さんが納める税金が特別区と大阪府に配分されます。

大阪府に配分される財源は、**現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事務に使われます。**

大阪府に特別会計(専用の会計)を設け、透明性を確保します。

問 7 運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きをしないといけないの？

答 7 設置準備期間中に、**住民の皆さんにできる限り手続きをしていただく必要がないように関係機関と調整します。**

なお、これまでの市町村合併の事例では、公的な住所表示の変更手続のうち、運転免許証や国民健康保険証などについて必要はありませんでした。

問 8 大阪市はなくなるの？

答 8 大阪市役所、自治体としての大阪市はなくなりますが、特別区の設置により、**これまでの住民サービスや地域のコミュニティがなくなることはありません。**

問 9 これまでの町会や地域の行事はなくなるの？

答 9 特別区の設置により**町会や地域で行われてきた行事がなくなるものではありません。**

問10 大阪府は大阪都に名称が変更になるの？

答10 法令の適用上は、都とみなされますが、名称は現在と同じ大阪府のままです。大阪都となるためには、別に法律で定める必要があります。

特別区設置の住民投票で賛成多数となれば、大阪府から大阪都への名称変更に向けて取り組んでいきます。

✓ 特別区とは

特別区とは、一般の市と同じように、市民に近い行政を担う基礎的な自治体です。

また、大阪府とは、法令上の権限は重なりません。

特別区は、市民の皆さんにより選挙で選ばれた区長や区議会議員で運営され、条例制定や課税、予算編成などの権限を持ち、それぞれの区で独自の施策を行うことができます。

(行政区(皆さんがお住まいの区)とは)

皆さんがお住まいの行政区は、政令指定都市内に事務処理のために設置されたもので、区長は市長が任命する職員であり、議会を区ごとには設置することができません。

また、条例制定や課税、予算編成などの権限を持っていません。

(政令指定都市とは)

政令指定都市は、国の政令で指定する人口50万人以上の市で、一般的な市や中核市が行う事務を超えた大阪府事務(例：児童相談所の設置など)も行うことができる自治体のことです。

(例：大阪市、堺市など)

(中核市とは)

中核市は、国の政令で指定する人口20万人以上の市で、一般的な市が行う事務を超えた事務(例：保健所の設置など)を行うことができる自治体のことです。

(例：豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市など)

✓ 協定書とは

特別区設置協定書は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、特別区の設置の日や区の名称及び区域、さらには事務の分担など、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものです。

ご意見の受付

特別区制度(案)についてのご意見は、郵送・ファックス・電子メールでも受け付けています。詳しくは下記お問い合わせ窓口へご連絡いただくか、ホームページをご覧ください。

(ホームページアドレス)

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000496164.html>



特別区に関するお問い合わせ窓口

大阪府・大阪市副首都推進局(問い合わせ担当)

TEL/06-6208-8989
FAX/06-6202-9355

協議会の詳細な開催状況は、大阪府・大阪市のホームページからご覧になれます。

